

第4章 療育・教育の充実

1 療育・幼児教育の充実

障がい児一人ひとりの特性に応じた効果的な療育に努めるため、関係機関との連携を密にして、相談体制、療育施設及び専門職員の充実に努めます。

(1) 障がい児地域療育推進協議会の充実

障がい児の早期発見、早期療育等を関係者の密接な連携のもとに、総合的かつ効果的に推進するため、障がい児地域療育推進会議を開催し、当該会議に、専門的分野を検討するための担当者連絡会議を設置するなどして、療育体制の充実に努めます。

(2) 障がい児の療育の目標量

事業名	単位	H24年度	H25年度	H26年度
専門支援確保事業 (巡回相談)	回/年	12	12	12
	実人/年	36	36	36

◇ 目標量確保のための方策

障がい児の療育体制を充実させるため、関係機関の協力のもと発達支援専門員や言語療法士を保育所や幼稚園等に派遣し、障がい児や家族等の指導相談、療育関係職員の指導相談を充実させます。

〈参考：旧児童デイサービスの必要見込量〉

事業名	単位	H24年度	H25年度	H26年度
児童発達支援・ 放課後等デイサービス	実人/月	111	133	159
	延人/月	277	305	318

のぞみ園において、児童の日常生活における基本的な動作の指導や機能訓練、集団生活への適応訓練等を行います。

(3) 言語障害通級指導教室における指導の充実

幼児・児童のことばの遅れ等に対する指導の充実に努めます。

2 教育施策の充実

障がいのある児童生徒に最も適した教育が受けられるよう特別支援教育の充実を図るとともに、相談・指導体制及び施設等の整備に努めます。

(1) 特別支援教育の充実

一人ひとりの教育ニーズに応じた適切な指導や必要な支援の充実を図るため、各学校に校内委員会を設置するとともに、保護者への相談窓口、担任教諭への支援、校内委員会の運営や推進などをすすめる特別支援教育コーディネーターを指名し、校内体制の整備と教育相談の充実に努めます。

また、室蘭養護学校・室蘭聾学校の特別支援学校コーディネーターや胆振教育局等と連携し、特別支援教育体制整備に努めます。

3 福祉教育の充実

障がいのある児童生徒と、ない児童生徒が日常的な交流や共同体験を通じてお互いの理解を深め、共に豊かな人間性を高めるよう福祉教育を推進します。

(1) 福祉教育の推進

障がい者自らの出前講座などにより児童生徒の福祉教育に努めます。

(2) 体験学習によるボランティアの実践

子どもの頃からの地域の福祉活動への参加や福祉施設への訪問などを通して、ボランティア活動の機会の拡充に努めます。

(3) 学校教育における福祉教育の充実

生命を大切にする心や、思いやりの心などの倫理観や、規範意識、社会性の育成に努めるとともに障がいや障がい者に対する正しい認識や理解を育みます。